道路沿いの樹木・建屋の管理者のみなさまへ

回覧

冬期間の安全安心な道路のため 適切な落雪防止対策のお願い

冬期間は積雪による倒木、樹木や建屋からの落雪で、交通事故などの重大な事故につながることがあります。

車両や通行者の安全確保のために、道路管理者としても適切なパトロールを行っておりますが、道路に接する民有地等に樹木・建屋を所有している方も、適切に管理していただくようお願いします。



管理方法

所有する樹木が道路を覆ったり、道路に張り出したりすることのないよう、伐採や枝払い等を行ってください。また、建屋の屋根に雪止め設備を設置することで落雪による事故への対策をお願いいたします。

管理が適切に行われず、道路法の禁止行為にあたる場合は、道路管理者が移転や除却の命令を出すことがあります。（道路法第71条第1項第1号【道路管理者の監督処分】）

急斜面は要注意

急斜面の樹木は、倒木や枝の落下により、特に大きな事故につながる危険があります。



所有者等の管理責任

管理が適切に行われなかったことにより事故が発生した場合は、樹木の所有者等は責任を問われることがあります。

また、場合によっては、賠償責任が発生します。

（民法第 717 条【所有者の責任】及び道路法第 43 条【道路に関する禁止行為】）



→雪の重みによる倒木



→落下した倒木が直撃し、破損した車両

所有者等の管理責任

①道路上で作業を行う場合は、警察及び道路管理者への届出が必要な場合がありますので、届出の要否を確認してください。

②電線や電話線がある箇所の場合は危険が伴いますので、事前に最寄りの東北電力、またはＮＴＴに連絡し、立会いのもとに行ってください。

③作業にあたっては、通行車両、自転車、及び歩行者の安全の確保と樹木からの転落防止等に十分配慮してください。

○問い合わせ先（道路管理者）

道路	道路管理者	連絡先	
		平日　8：30～17：15	平日以外
国道 47 号	国土交通省 尾花沢国道維持出張所	0237-23-2521	＃９９１０
県道	山形県最上総合支庁建設部 道路計画課 道路管理担当	0233-29-1397	0233-29-1300
町道	最上町建設水道課 住宅水道室	0233-43-2015	0233-43-2111

※冬に事故がおきないように、対応は今のうちに！